

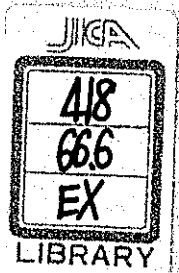
063

ウガンダ小規模工業技術訓練センター
第1回設置委員会議事録

昭和43年7月11日

48

海外技術協力事業団



国際協力事業団

20477

ウガンダ小規模工業技術訓練センター

JICA LIBRARY



1079227131

第 1 回 設置委員会 議事録

1. 日 時 昭和 4 3 年 7 月 1 1 日 (木) 午後 2 時 3 0 分 ~ 5 時 3 0 分
2. 場 所 海外技術協力事業団 6 階 A 会議室
3. 出席者

委員長	海外技術協力事業団常務理事	北 川 勝 敏
委員	労働省大臣官房国際労働課長	広 政 順 一
"	労働省職業訓練局管理課長 (ウガンダセンター実施調査団団長)	中 田 定 士
"	海外技術協力事業団海外事業部長	吉 田 公 平
幹 事	外務省経済協力局技術協力課	檜 垣 正 忠
"	労働省大臣官房国際労働課	隅 田 速 雄
"	労働省職業訓練局管理課課長補佐	富 久 守
"	ウガンダセンター実施調査団団員 (海外技術協力事業団海外事業部管理調整課長)	奥 野 有志磨
"	ウガンダセンター実施調査団団員 (労働省職業訓練局指導課課長補佐)	工 藤 侃
"	ウガンダセンター実施調査団団員 (八千代エンジニアリング(株)常務取締役)	奥 村 胖
"	海外技術協力事業団海外事業部 海外センター課長	植 原 保 一
"	海外技術協力事業団経理部契約課長	木 村 正 夫
"	海外技術協力事業団海外事業部 海外センター課長代理	杉 山 亨 造
"	海外技術協力事業団海外事業部 海外センター課	井 出 徳 四 郎
"	海外技術協力事業団海外事業部 海外センター課	田 中 一 郎

なお、委員を委嘱した外務省経済協力局技術協力課長 柳谷謙介氏は都合により欠席した。

4. 議 題

- (1) 委員会要綱について
- (2) 経過報告について
- (3) 協定について
- (4) 設置計画について
- (5) 実行予算について
- (6) 機材の調達および輸送について
- (7) 要員の人選について
- (8) 設置日程について
- (9) その他

5. 議 事

北川委員長より本委員会開催挨拶および委員会設置目的について説明の後口頭により委員および幹事をそれぞれ委嘱した。

(1) 委員会要綱について

別添要綱について委員長より説明があり、全員異議なくこれを承認。

(2) 経過報告について

吉田海外事業部長より下記のとおり、経過報告を行なった。

(イ) センター建物建築に関する基本設計図書の作成

実施調査の結果、わが方において一部建築資材をもつこととなり、ために同センター建物の基本設計書をも日本側において作成することとなり、これを八千代エンジニアリング㈱と契約し、本年3月完成。ウガンダ政府へ送付した。

(ロ) 協定の締結

わが方は、ウガンダ政府との間に、本年2月より実質的な協定交渉に入り、とくに交渉の段階において、派遣要員の住宅確保、要員の携行機材、身回品の免税、供与機材輸送および電気仕上部門の屋内・外配線等について問題があったが、本年6月28日、日本側在ケニア日本国大使館卜部大使とウガンダ側オカエ企画経済開発相との間で協定調印が行なわれた。

(2) 国内輸送問題について

本センターの機材輸送については、協定交渉の段階において、モンバサ〜カンバラ間の国内輸送業務を日本側で負担することとなったので、現地の輸送状況、輸送経費等を把握するため、わが方大使館、三井大阪商船K.K等を通じ、調査を行なってきた。

(3) 機材の仕様書について

訓練用機械の仕様書は、工藤調査団員、建物建築資材の仕様書は奥村調査団員に各々作成を依頼し、7月初め仕様書の原案が出来上がった。

(3) 協定について

外務省檜垣事務官より、次の説明があった。

本センターの協定内容の特色は、わが国初のケースとして、ウガンダが行なう建物建設についても、協力することとなり、また機材の輸送に関しては他国であるケニアのモンバサ港で引渡すことは技術協力の趣旨からみて好ましくなく、またウガンダ政府の強い要望もあつたので、カンバラまでの国内輸送もわが方が負担することとなった。

ついで具体的な説明に入り、とくに下記の諸点につき交渉経緯の説明があつた。

(1) 要員の身回品および家財（冷蔵庫と自動車を含む）並びに任務に関連して使用する職業用機材は、関税、その他の課徴金が免除されるが、2年以内に売却する時は、輸入税が課せられる。

ただし、特権者へ売却するときは、この限りでない。ここに云う特権者とは日本人要員を含む外交官等のことである。

(2) 派遣要員およびその家族の宿舎については、当初、ウガンダの国内事情からみて、宿舎の提供を望むことは困難であつたが、交渉の結果、全要員の家具付住宅の無償供与を約束せしめた。

(3) モンバサ〜カンバラ間の国内輸送については実施上、困難が予想されるので、貨車ぐりの便宜、倉庫料、その他遅延に伴なう諸経費等は、全てウガンダ側が負担する旨約束せしめた。

(4) スペア・パーツについては、当初ウガンダ側は3年間の協力期間にわたり、そのつど日本側から供与されるものと解釈していたが、日本側は

3年間に一応必要と見込まれるスペア・パーツを一括当初の供与機材に入れ送付することになっているむねの説明を行ない先方はこれを了承した。

(5) わが方が負担する本センターの建物建築資材額の範囲は、本協定本文の中に入れず anex に掲げ、3,000万円以内とした。

なお、(1)および(2)については、協定文とは別に具体的な説明を加えた書簡交換を行なっている。

(4)(5) 設置計画および実行予算について

本センター設置計画および実行予算につき、植原海外センター課長より概略説明を行なったあと、全員異議なくこれを承認した。

(6) 機材の調達および輸送について

(1) 機材内容、仕様書について

実施調査団々員工藤幹事より訓練用機材、同奥村幹事より建築資材の内容についてつぎのとおり、それぞれの仕様書にもとづき説明が行なわれ、またこれについて検討が行なわれた。

(A) 訓練用機材

工藤幹事より訓練修了者の技能程度は、技能検定G1以上を目標とし、その実績如何によってはsuperG1を考慮することになるので、これらの内容を満たすべき機械の選定と配置を検討し、各訓練科目の有機的連けいを図ることを目途とし、かつ実習場の運営管理を円滑にするため、集中管理方式を採ったこと、また一、二の高級な機械が入っているが、これはウガンダ産業の発展の予想、再訓練コース設置の可能性、産業奨励館のようなものがないこと等より選定したものであること、提出の仕様書は、工具を含んでおらず、別途仕様書を作製することを説明した。

これに対し、事業団からケニアセンターの経緯からみて、一、二の高度の機械については使いこなすことができず無用の長物と化すような問題は起きないか？ もっとウガンダ国内のレベルに合った機械について台数を多く送る必要があるのではないか？ との意見が出された。

また外務省より、デモンストレーション効果ということも考えられ

るが、本機材を購送後、相手国側から、もう少し現状にそくした機械に代替してほしいとのクレームの心配はないか？との意見があつた。

この意見に対する回答として、中田委員と工藤幹事より、訓練機械中、横^{すり}り盤と平削り盤の2点はたしかに高級品であり、現在ウガンダ国内に1台もないが、近い将来予想されるウガンダ産業界の発展を勘案し、現在は必要性の高くない機械設備であっても、近い将来において使用する機械について訓練するという考え方で選定したもので、単なるデモンストレーション効果のみを考えたものではないこと、この2点以外の機械については必要度を越えるものは含まれていないことを説明した。

以上の説明により委員会は提出の訓練機材仕様書を了承した。但し電源については、追って各機械について動力用か一般用かを明らかにすることを確認した。

(B) 建築資材

奥村幹事より、現仕様書は基本設計かぎりでは日本側供与分を算出したものであり、5月の建設物価を基準に見積を行なっているもので、購入時には鋼材を中心に多少上値が予想される。細かな部分品、ガラス器具等の梱包には十分注意を払う必要がある旨、述べた。

これに関し建築資材の購送を早めに実施する必要があると思うが、基本設計図書をウガンダ政府へ提示して以来まだ連絡がない。

基本設計図書に対するウガンダ側の何らかの回答もしくは、実施設計図書を検討した上でなければ完全な資材リスト、仕様書の作成、資材の調達が行なえない旨、事業団より説明があつた。

以上の実情から建築資材の仕様決定には建築専門家の派遣にまつところがある、との意見が出され、次項のとおり検討が行なわれた。

(a) 建築専門家の派遣時期と方法について

本専門家の派遣時期については、完成時のチェックではなく、最初の段取の段階で行くべきではないかとの意見に一応の合意を見た。しかしながら上記専門家派遣に先立ち、日本側供与建築資材の仕様決定のため早期に建築専門家を派遣し、現地の建築専門家と打合せをする必要があ

ある。(この打合せを行わず、日本側の判断で資材を送つた場合、現地の資材に合わない怖れがある)との意見が出された。

すなわち、この場合建築専門家は設計能力ばかりでなく施工能力をも有する専門家を出すべきであり、図面を持って現地へ行き専門家同志の対話をする必要があるであり、書類的な措置だけに頼っていては、うまくゆかないのではないかとの意見である。さらに人数については各々の建築専門分野に適した人を数人選出し、必要に応じては数回にわたり派遣すべきだとの提案があった。

これに対し、外務省側から、ウガンダ主任技師を研修員として呼寄せ、資材の数量、規格等をチェックさせるのも一案との発言があった。

(4) 契約方法について

事業団より出来るだけ公正を期するため、ある程度以上の規模で現地に駐在員、支店等のある商社を対象としたいが、実際には、このような商社がウガンダにはないので、ケニアに支店なり、駐在員を有する商社を含め、競争入札を原則とする旨、説明した。これについて訓練用機械並びに建築用資材の入札方法については個別か一括かで討議されたが、結局現地の受入れ態勢を把握した上で決定することとなった。

(5) 機材の輸送について

現地の国内輸送状況については、これまでの調査によるとモンバサ港では機材類は原則として野積されるので雨季には浸水の危険があり、また機材の盗難の恐れがあるので、円滑な輸送業務実施のための協力態勢保管、管理を厳重にすること、建物建設の促進等について外交ルートで相手国政府に申し入れるとともに調整員を早く派遣し、場合によつては職員を出張させ、万全を期したい旨、また相手国が輸送の手配をするために、積荷時期を前広に連絡する必要がある。

(7) 要員の人選について

ウガンダにわが国の大使館がないため、理事長となる人は、語学堪能にして、交渉能力を有し、巾の広い人物を各界から選考する必要がある。

(8) 設置日程について

事業団より前述する如く、機材調達までに解決しなくてはならない幾多

の問題があり、他方ウガンダの現状よりみて、予定どおりの入札が不可能との公算が強く、従って本会計年度内の船積完了は困難である旨述べ、予算は翌年度へ再繰越の手續等を経理部と打合せを行なっている旨も付言した。これに対し、外務省は一回繰越しているのだから再度大蔵省へ繰越手續を取るのは、むづかしいのではないか、全力をあげて本年度内に予定業務を完了されたい旨の申し入れがあった。

(9) その他

労働省側からカウンター・パートについての質問があったが、予定通り本年度中に受け入れる準備を進めている旨の説明があった。

最後に事業団から、委員、幹事諸氏に対し、本委員会での活発なる意見に謝意を表し、結論の出ないままの問題もあったが、事業団はこれ等の意見提案を参考とし業務を進めて行くので、今後の協力方を希望し閉会した。

以 上

ウガンダ小規模工業技術訓練センター 設置委員会要綱

昭和43年7月11日

海外技術協力事業団

1. 目的

本委員会は、国の委託をうけて海外技術協力事業団が行なうウガンダ小規模工業技術訓練センターの設置に必要な業務に関し、海外技術協力事業団が各省その他関係機関と打合せを行なう機関とする。

2. 審議事項

本委員会は、ウガンダ小規模工業技術訓練センターの実施計画、機材の調達および輸送、要員の人選および派遣等本センターの設置に必要な事項を審議するものとする。

3. 構成

(1) 本委員会は、委員長1名と委員若干名をもつて組織する。

委員長は、海外技術協力事業団担当理事がこれにあたり、委員は関係機関の職員、実施調査団々長および学識・経験者をもつてこれにあてる。

(2) 委員長および委員は、海外技術協力事業団理事長がこれを委嘱する。

(3) 本委員会の事務を処理するため必要に応じ委員会の下に幹事若干名をおくことができる。幹事は理事長が委嘱する。

(4) 存続期間

本委員会の存続期間はウガンダ小規模工業技術訓練センターの設置完了までとする。

(5) 会議の開催

(1) 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

(2) 本委員会は必要に応じ開催するものとする。

(6) 庶務

本委員会の庶務は海外技術協力事業団海外事業部海外センター課が行なうものとする。

